

(案)

第3期堺市障害福祉計画

(平成24年度～26年度)

堺市

<目次>

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 本市における障害福祉サービス等の状況.....	2
1. 障害者手帳所持者数等.....	2
2. 障害程度区分別認定者数.....	3
3. 第1期・第2期障害福祉計画の進捗状況.....	4
第3章 計画の基本理念と数値目標.....	13
1. 基本理念.....	13
2. 基本的な考え方・方向性.....	14
3. 数値目標.....	17
第4章 障害福祉サービス等の展開.....	20
1. 訪問系サービス.....	20
2. 日中活動系サービス.....	22
3. 居住系サービス.....	26
4. 相談支援.....	27
5. 地域生活支援事業.....	29
6. 難病患者への支援事業.....	39
第5章 障害児に関するサービス.....	40
第6章 計画の推進.....	42
1. 計画の進行管理.....	42
2. 第4期計画の策定.....	42

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害者自立支援法は、従来、障害種別ごとに提供されてきたサービスを三障害共通にするとともに、地域移行や就労支援に向けたサービスを強化するなど、障害者施策の大きな転換を図るものとして、平成18年4月に施行されました。本市においても、法律の理念を踏まえ、障害福祉計画を策定するとともに、障害者が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるように、サービスの充実に努めてきました。

しかし一方で、サービス基盤の供給不足などをはじめとして、さまざまな課題も顕在化してきています。第3期障害福祉計画は、こうした課題に対応し、サービス基盤の一層の強化に向けた取組みを進め、障害福祉サービス等の見込量とその達成方策を明らかにするために策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、国や大阪府の指針等を踏まえ、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

本計画は、「堺市第3次障害者長期計画」をはじめ、「堺21世紀・未来デザイン」および「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」などの上位計画、また、「新・堺あったかぬくもりプラン（第2次堺市地域福祉計画・第4次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）」等の関連計画との整合性に留意し、これらと調和のとれた計画とします。

3. 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期とするものとされています。本計画の計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1期計画	→								
第2期計画				→					
第3期計画							→		
第3次障害者長期計画	→								

第2章 本市における障害福祉サービス等の状況

1. 障害者手帳所持者数等

(1) 身体障害

身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障害種別	平成21年度末(平成22年3月末)現在						
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	2,680	845	841	188	190	346	270
聴覚・平衡機能	3,006	354	727	343	554	16	1,012
音声・言語・そしゃく機能	496	21	37	251	187	-	-
肢体不自由	22,983	4,348	4,987	4,277	6,256	2,194	921
内部障害	10,602	6,040	147	1,741	2,674	-	-
合計	39,767	11,608	6,739	6,800	9,861	2,556	2,203
18歳未満	721	288	170	118	103	21	21
18歳以上	39,046	11,320	6,569	6,682	9,758	2,535	2,182

障害種別	平成22年度末(平成23年3月末)現在						
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	2,690	861	843	188	189	344	265
聴覚・平衡機能	3,097	355	727	336	583	14	1,082
音声・言語・そしゃく機能	503	19	37	254	193	-	-
肢体不自由	23,785	4,440	5,070	4,444	6,623	2,258	950
内部障害	11,178	6,430	165	1,773	2,810	-	-
合計	41,253	12,105	6,842	6,995	10,398	2,616	2,297
18歳未満	722	296	167	117	94	21	27
18歳以上	40,531	11,809	6,675	6,878	10,304	2,595	2,270

(2) 知的障害

療育手帳所持者数

(単位:人)

障害程度	平成21年度末 (平成22年3月末)現在	平成22年度末 (平成23年3月末)現在
A	2,853	2,922
B1	1,438	1,507
B2	1,541	1,629
合計	5,832	6,058
18歳未満	1,736	1,809
18歳以上	4,096	4,249

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者数等

(単位:人)

障害等級	平成21年度末 (平成22年3月末)現在	平成22年度末 (平成23年3月末)現在
1級	1,214	1,108
2級	3,596	3,495
3級	768	724
合計	5,578	5,327
自立支援医療(精神通院)受給者	11,596	12,265

(4) 難病

特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者数

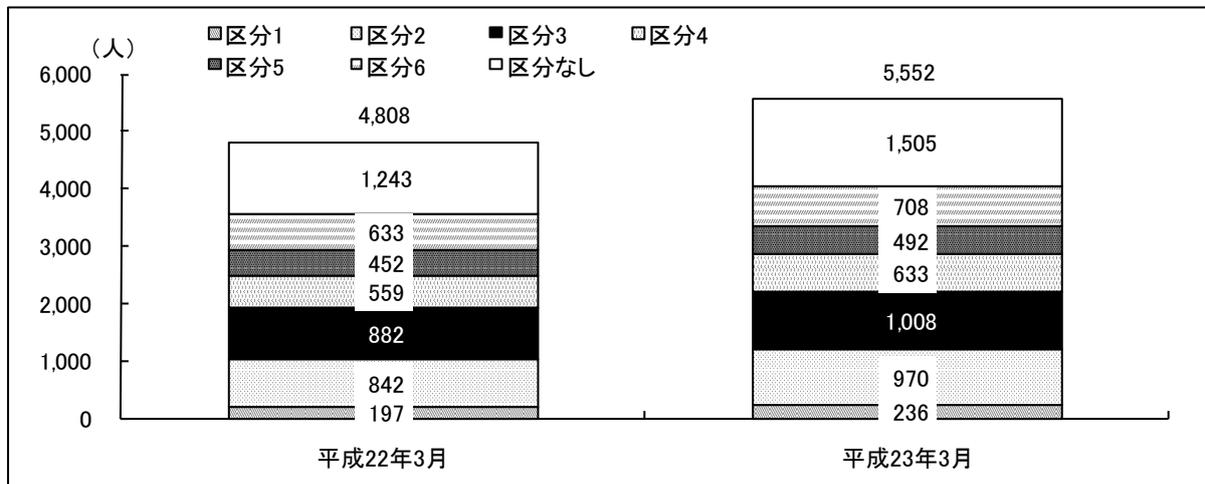
(単位:人)

	平成21年度末 (平成22年3月末)現在	平成22年度末 (平成23年3月末)現在
特定疾患医療受給者	4,865	5,040
小児慢性特定疾患医療受給者	1,190	1,185

2. 障害程度区分別認定者数

(単位:人)

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計	
平成21年度末 (平成22年3月末) 現在	身体	43	157	143	85	88	206	120	842	
	知的	89	365	489	391	340	422	248	2,344	
	精神	65	320	250	83	24	5	179	926	
	障害児	-	-	-	-	-	-	-	696	696
	合計	197	842	882	559	452	633	1,243	4,808	
平成22年度末 (平成23年3月末) 現在	身体	48	169	176	95	99	240	125	952	
	知的	105	392	535	443	374	459	182	2,490	
	精神	83	409	297	95	19	9	439	1,351	
	障害児	-	-	-	-	-	-	-	759	759
	合計	236	970	1,008	633	492	708	1,505	5,552	



3. 第1期・第2期障害福祉計画の進捗状況

(1) 数値目標の推移

国の基本指針においては、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障害者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標を設定することとされています。

第1期・第2期計画において、平成23年度末までの数値目標を設定し、以下のように地域生活や一般就労への移行を進めてきました。

①入所施設からの地域生活への移行

数値目標

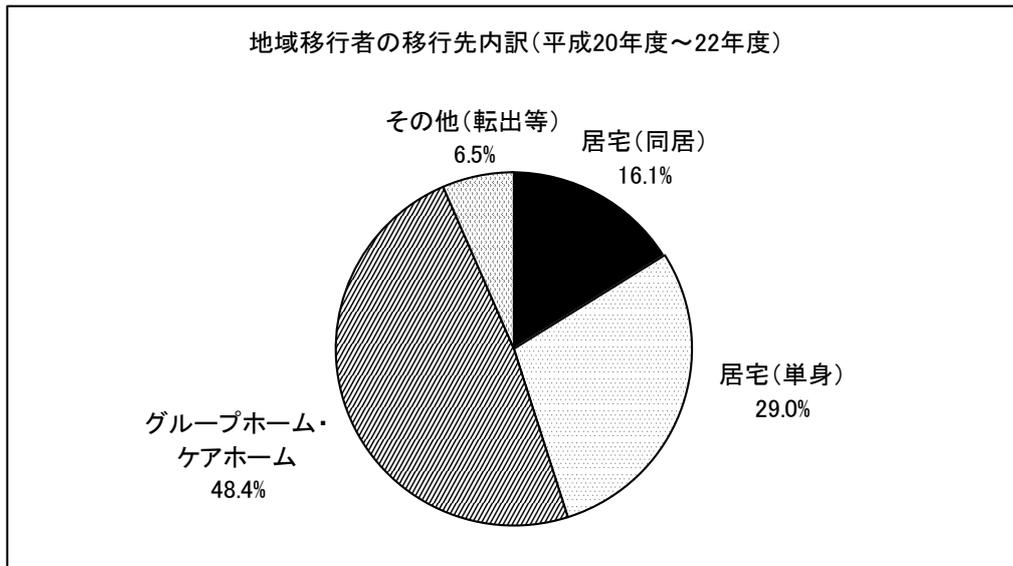
- 平成23年度末までに地域移行する人の累計目標人数 **157人**
(平成17年10月1日の施設入所者数595人の26%以上)
- 平成23年度末の施設入所者の減少数 **84人**
(平成17年10月1日の施設入所者数595人の14%以上)

■地域移行者数の推移

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (目標)
40	65	84	114	127	157

■地域移行者の移行先



■退所施設別の状況

(単位:人)

	身体障害者施設	知的障害者施設	合計
入所施設の退所者	76	109	185
うち地域移行者	47	80	127

■施設入所減少者数の推移

(単位:人)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (目標)
23	38	50	63	61	84

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

数値目標

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(※)による地域移行者数 **25人**

■精神科病院長期入院者地域移行支援事業の推移

(単位:人)

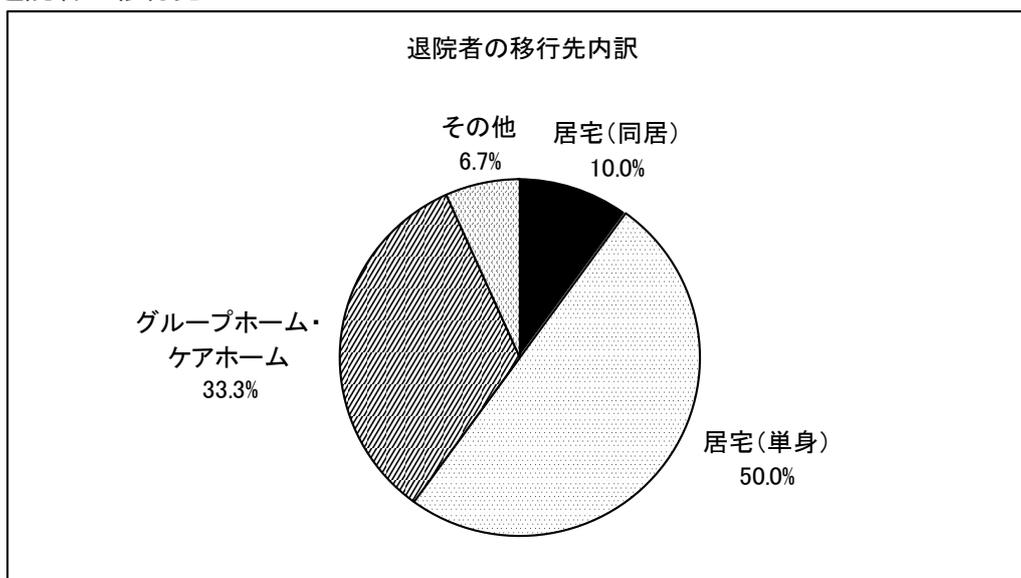
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象者数	17	16	21	30	29
退院者数	5	2	3	9	4
(累計)	12	14	17	26	30

※第2期障害福祉計画では、国事業である「精神障害者地域移行支援特別対策事業」について、平成23年度末までの退院による地域移行者数を新たな数値目標として25人としました。

なお、本市では、国事業である「精神障害者地域移行支援特別対策事業」に、より円滑な退院促進に結びつけるために院内説明会等を加えた「精神科病院長期入院者地域移行支援事業」として実施しています。

(注)平成18年度累計12人は、平成16年度から大阪府事業において事業実施しているため平成16年度からの累計数となります。

■退院者の移行先



③福祉施設から一般就労への移行

■平成 23 年度の福祉施設から一般就労への移行者を **112人**とすることをめざします。
 (平成 17 年度の福祉施設からの一般就労移行者 28 人の 4 倍)

■福祉施設から一般就労への移行者数の推移

(単位:人)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (目標)
26	38	37	69	87	112

■障害種別の推移

(単位:人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全体	26	38	37	69	87
身体障害	2	1	1	1	1
知的障害	16	23	30	41	52
精神障害	8	12	6	26	34
重複障害	0	2	0	1	0

(2) 障害福祉サービス等の利用実績の推移

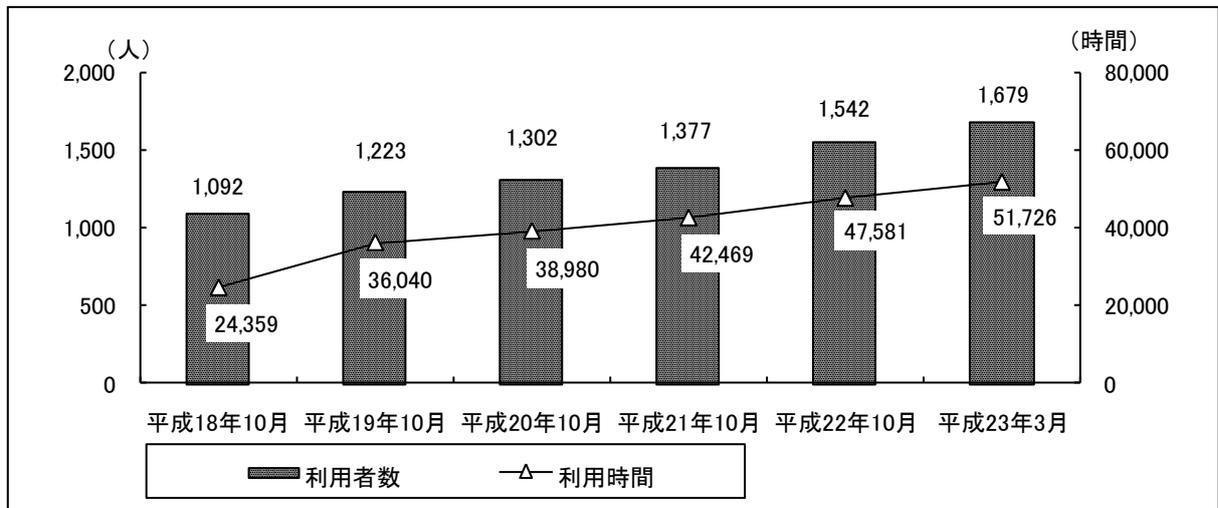
障害者が、地域で安心して生活ができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を計画的に提供するため、平成 23 年度末までの必要なサービス等の利用量を見込み、基盤整備を進めています。第 1 期・第 2 期計画において、平成 23 年度末までの各種サービス等の利用実績は以下のようになっています。

①訪問系サービス

■訪問系サービスの利用量推移

(単位：人、時間)

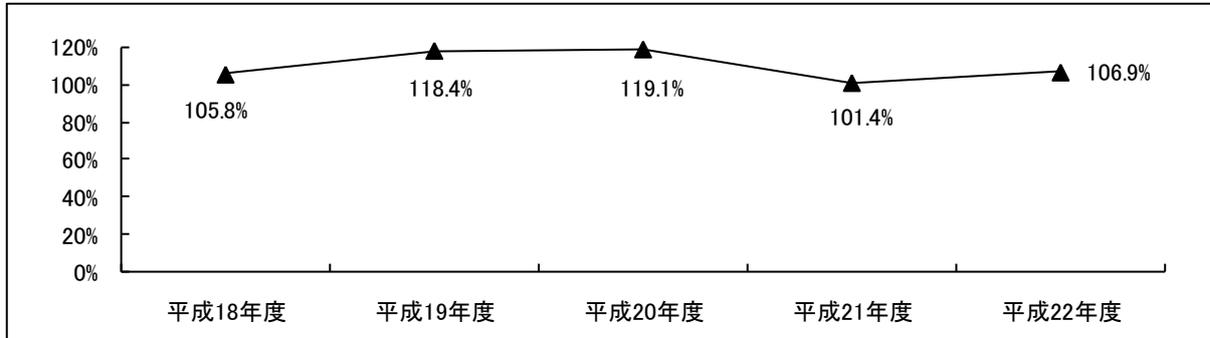
		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月	平成 20 年 10 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 3 月
利用者数	居宅介護	1,085	1,093	1,158	1,218	1,363	1,486
	重度訪問介護	7	121	132	141	159	171
	行動援護	0	9	12	18	20	22
	合計	1,092	1,223	1,302	1,377	1,542	1,679
利用時間	居宅介護	23,633	19,255	20,402	21,709	24,475	27,464
	重度訪問介護	726	16,437	18,165	20,177	22,517	23,638
	行動援護	0	348	413	583	589	624
	合計	24,359	36,040	38,980	42,469	47,581	51,726



■訪問系サービスの実績/計画見込量比率の推移(利用時間)

(単位:時間/月)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
計画見込量	26,104	29,083	32,059	41,295	44,726
利用実績	27,619	34,434	38,195	41,859	47,822
実績/計画見込量比率	105.8%	118.4%	119.1%	101.4%	106.9%



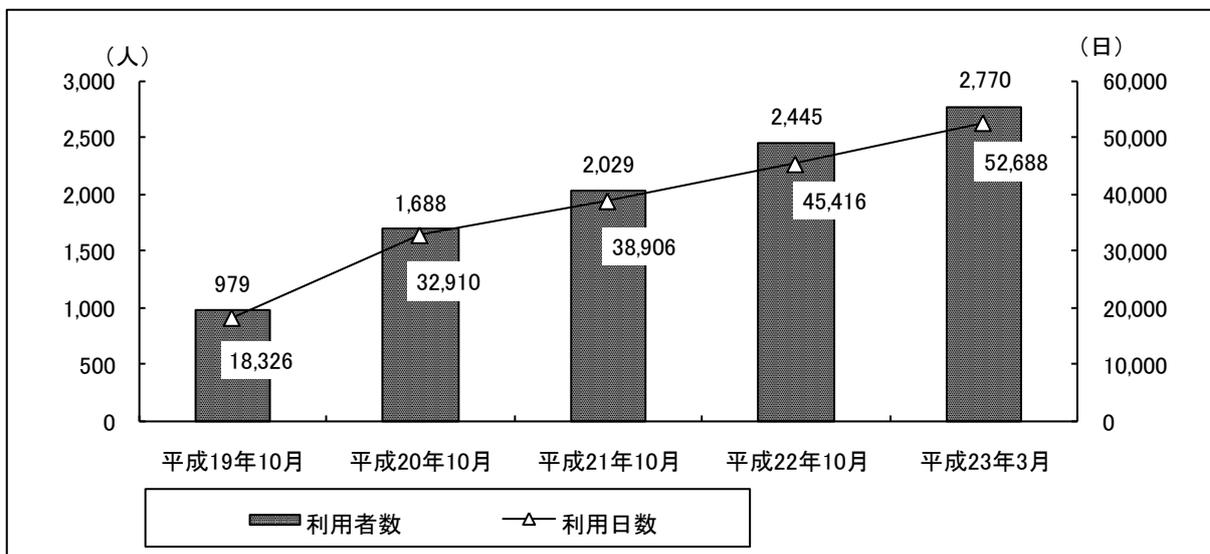
②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続 (B型)

■日中活動系サービスの利用量推移

(単位:人、日)

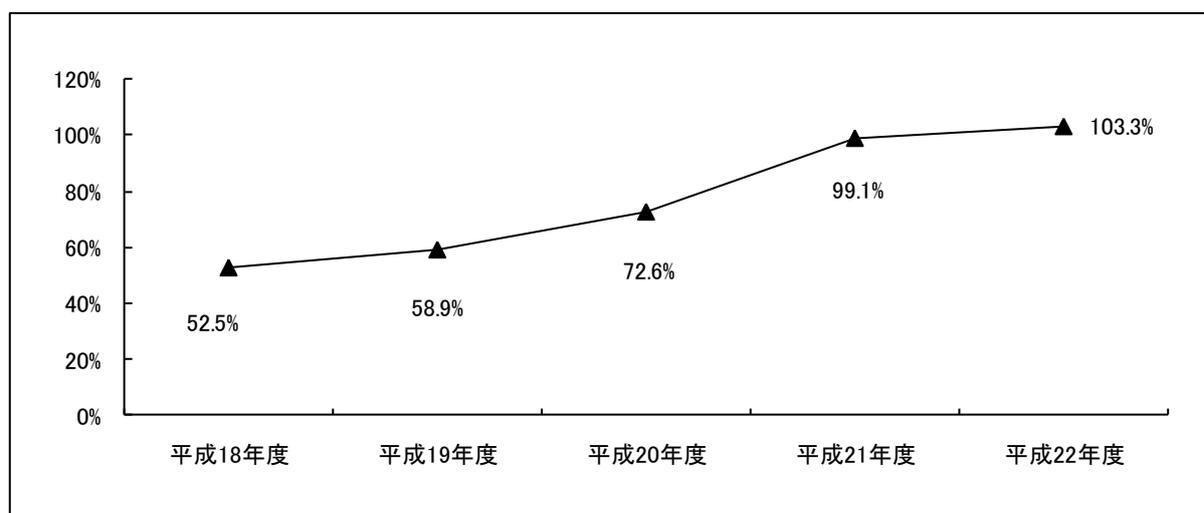
		平成 19 年 10 月	平成 20 年 10 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 3 月
利用者数	生活介護	574	937	1,174	1,263	1,316
	自立訓練	75	112	95	60	61
	就労移行支援	246	388	358	372	355
	就労継続支援(B型)	84	251	402	750	1,038
	合計	979	1,688	2,029	2,445	2,770
利用日数	生活介護	10,602	18,604	23,377	24,219	26,277
	自立訓練	1,162	1,528	1,425	1,144	1,221
	就労移行支援	5,035	7,893	6,693	6,929	6,891
	就労継続支援(B型)	1,527	4,885	7,411	13,124	18,299
	合計	18,326	32,910	38,906	45,416	52,688



■日中活動系サービスの実績/計画見込量比率の推移(利用日数)

(単位:人日/月)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
生活介護	計画見込量	6,713	14,892	20,983	20,166	23,216
	利用実績	3,284	10,098	16,873	22,157	23,833
	実績/計画見込量比率	48.9%	67.8%	80.4%	109.9%	102.7%
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	0	61	283	43	81
	利用実績	0	71	74	147	115
	実績/計画見込量比率	-	116.4%	26.1%	341.9%	142.0%
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	0	1,109	1,391	872	803
	利用実績	0	856	1,318	1,281	1,138
	実績/計画見込量比率	-	77.2%	94.8%	146.9%	141.7%
就労移行支援	計画見込量	2,460	4,303	6,076	6,272	6,239
	利用実績	1,181	4,337	6,896	6,580	6,759
	実績/計画見込量比率	48.0%	100.8%	113.5%	104.9%	108.3%
就労継続支援 (B型)	計画見込量	665	8,512	11,993	10,144	13,854
	利用実績	698	1,660	4,404	6,999	13,825
	実績/計画見込量比率	105.0%	19.5%	36.7%	69.0%	99.8%
合計	計画見込量	9,838	28,877	40,726	37,497	44,193
	利用実績	5,163	17,022	29,565	37,164	45,670
	実績/計画見込量比率	52.5%	58.9%	72.6%	99.1%	103.3%

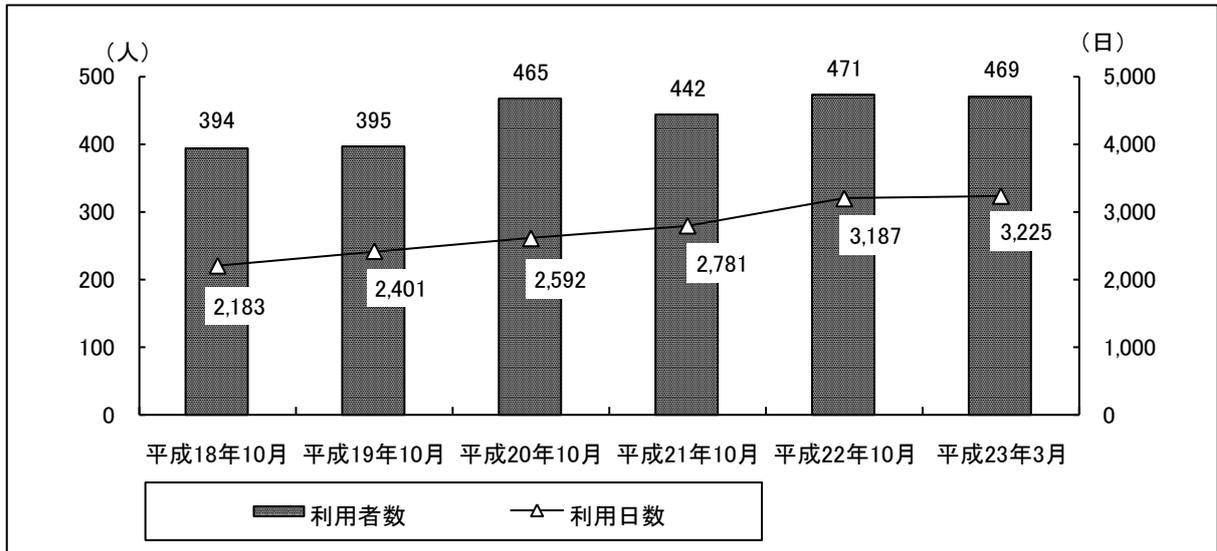


短期入所

■短期入所サービスの利用量推移

(単位:人、日)

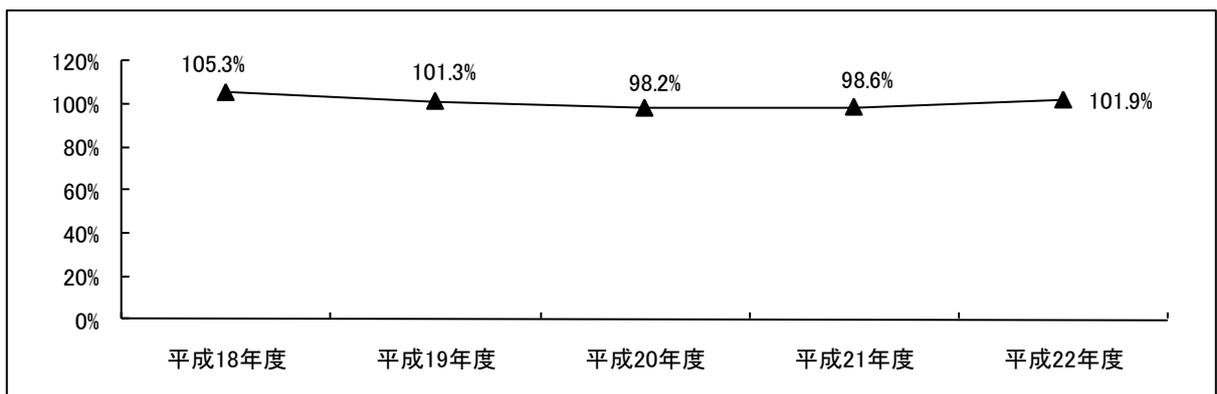
	平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月	平成 20 年 10 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 3 月
利用者数	394	395	465	442	471	469
利用日数	2,183	2,401	2,592	2,781	3,187	3,225



■短期入所サービスの実績/計画見込量比率の推移(利用日数)

(単位:人日/月)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
計画見込量	2,185	2,379	2,575	2,839	3,068
利用実績	2,301	2,410	2,528	2,800	3,126
実績/計画見込量比率	105.3%	101.3%	98.2%	98.6%	101.9%

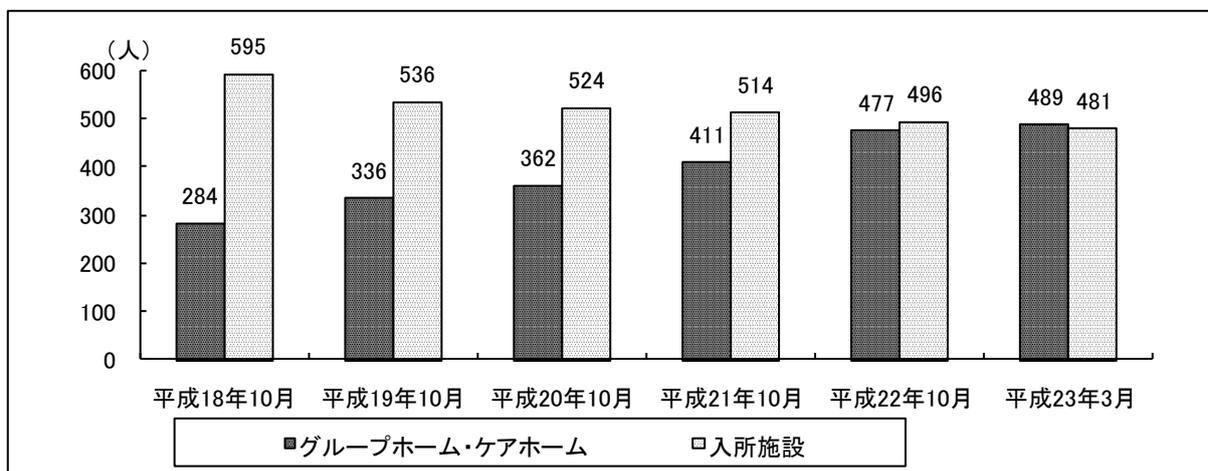


③居住系サービス

■居住系サービスの利用量推移

(単位:人)

	平成18年 10月	平成19年 10月	平成20年 10月	平成21年 10月	平成22年 10月	平成23年 3月
グループホーム・ケアホーム	284	336	362	411	477	489
入所施設	595	536	524	514	496	481

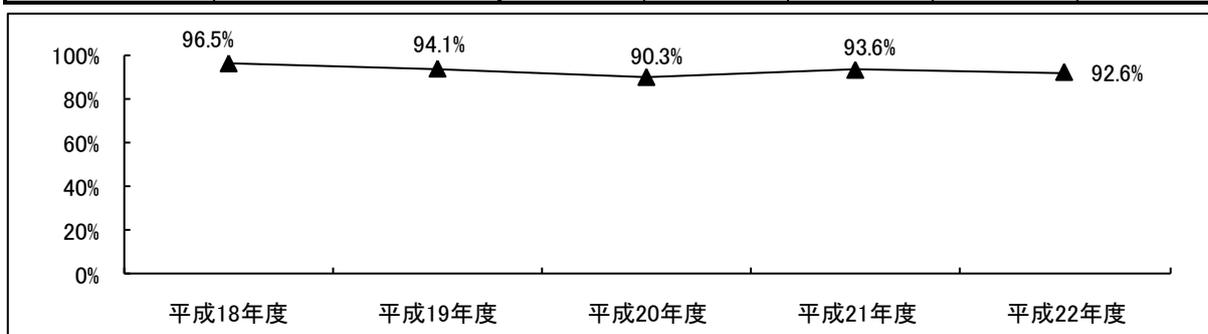


※「入所施設」は施設入所支援と旧体系入所の合計

■居住系サービスの実績/計画見込量比率の推移(利用者数)

(単位:人/月)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
グループホーム ・ケアホーム	計画見込量	323	390	448	453	526
	利用実績	292	336	362	410	471
	実績/計画見込量比率	90.4%	86.2%	80.8%	90.5%	89.5%
施設入所支援	計画見込量	6	272	382	267	389
	利用実績	2	34	136	232	282
	実績/計画見込量比率	33.3%	12.5%	35.6%	86.9%	72.5%
旧体系入所	計画見込量	534	258	139	245	113
	利用実績	539	496	377	261	199
	実績/計画見込量比率	100.9%	192.2%	271.2%	106.5%	176.1%
合計	計画見込量	863	920	969	965	1,028
	利用実績	833	866	875	903	952
	実績/計画見込量比率	96.5%	94.1%	90.3%	93.6%	92.6%



(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の事業量推移

			上段:計画見込量			下段:利用実績		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 (箇所)	15 14	17 17	18 18	18 18	18 17	18 有
		地域自立支援協議会 (有・無)	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有
		障害児等療育支援事業 (有・無)	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有
		市町村相談支援機能強化事業 (有・無)	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有
		住宅入居等支援事業 (有・無)	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有
		成年後見制度利用支援事業 (有・無)	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有
	事業 コミュニケーション支援	手話通訳者派遣事業 (人/年)	200 218	220 194	240 192	228 198	245 204	263 3,037
			(件/年)	620 1,193	1,360 2,448	1,480 2,583	2,633 2,935	2,829 3,127
		要約筆記者派遣事業 (人/年)	50 21	60 26	70 17	30 21	33 17	36 250
			(件/年)	75 112	180 177	210 118	204 120	225 101
		手話通訳者設置事業 (人/年)	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8
	日常生活用具給付等事業	(件/年)	2,905 6,809	5,812 14,918	5,812 15,262	15,303 16,612	15,500 16,958	15,672 82
			介護・訓練支援用具 (件/年)	20 129	40 82	40 75	82 63	82 85
		自立生活支援用具 (件/年)	167 368	336 399	336 426	399 351	399 446	399 97
		在宅療養等支援用具 (件/年)	22 102	44 97	44 106	97 100	97 129	97 260
		情報・意思疎通支援用具 (件/年)	79 229	158 260	158 214	260 210	260 270	260 14,757
		排泄管理支援用具 (件/年)	2,607 5,932	5,214 14,003	5,214 14,379	14,388 15,845	14,585 15,970	14,757 77
		住宅改修費 (件/年)	10 49	20 77	20 62	77 43	77 58	77 2,496
		移動支援事業	(人/年)	— 1,615	— 1,842	— 2,001	2,182 2,143	2,339 2,316
	(時間/年)		405,780 415,399	437,579 414,703	467,306 447,288	492,019 475,740	524,508 524,285	556,996
	地域活動支援センター	(人/年)	364 418	494 689	585 787	678 794	776 639	834 17
		(箇所)	4 4	11 8	15 9	10 9	13 8	17 550
	発達障害者支援センター運営事業	(人/年)	— —	134 —	802 —	450 820	500 814	550 1
		(箇所)	— —	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1,800
		(件/年)	— 238	1,000 1,431	1,200 2,108	1,500 2,488	1,650 2,488	1,800
	任意事業	日中一時支援事業 (人日/年)	5,163 4,152	5,390 6,097	5,579 6,815	6,919 7,059	7,205 6,852	7,491 17
			福祉ホーム (人/年)	14 13	17 14	17 14	17 5	17 4
訪問入浴事業 (人日/年)		14 15	15 19	16 18	23 22	25 28	27 130	
		援生活業支	障害者(児)自立生活訓練事業 (件/年)	80 63	90 50	100 46	90 50	110 45
中途失明者緊急生活訓練事業 (件/年)			30 27	30 32	30 33	30 33	30 35	30 35

第3章 計画の基本理念と数値目標

1. 基本理念

本計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりをめざし、第1期計画、第2期計画の基本理念を継承するものとします。

基本理念

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 「障害者が住み慣れた地域で、主体的に」暮らすことのできる社会とは、障害者がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。
- 「共生、協働のもと」で暮らすことのできる社会とは、障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行き渡り、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で主体性をもって当たり前で生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政がともにつくる社会を表しています。
- 「生き活きと輝いて暮らせる」社会とは、上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのできる社会を表しています。

2. 基本的な考え方・方向性

(1) 本市の現状と課題

本市においては、障害者人口は増加しており、障害者の高齢化や障害の重度化も進んでいます。このような中、障害者のニーズも多様化しており、また、高次脳機能障害者や発達障害者などへの支援も重要になってきています。

さらに、介護者の高齢化等に伴い、将来の暮らしに対する不安や、暮らしの場、必要なサービス等が十分に得られないといった課題も顕在化してきています。

(2) 施策展開の基本方針と方向性

本市の現状と課題認識のもと、本計画においては、基本理念を踏まえ、サービスの基盤整備における基本的な考え方・方向性を、権利擁護を基本として「地域での暮らしの場づくり・社会参加の促進」を目指すものとし、3つの施策展開の基本方針を定め、取組みを進めるものとします。

【施策展開の基本方針】

◆地域での自立生活の促進

障害者が住み慣れた地域で主体的な生活を送るためには、地域の中で、その人の状況に応じた適切なサービスが提供されることが必要であり、そのための支援体制づくりやニーズに応じた多面的な基盤整備を進めていきます。

◆相談支援体制の充実・強化

平成24年4月から、障害者自立支援法に基づく新たな相談支援の仕組みがスタートすることになり、障害者が主体性を発揮し、自らの意志で自らのサービスを選びながら地域生活を組み立てていくには、障害の状況やライフスタイル、生活スタイル等に応じたきめ細かい相談や情報提供が必要となります。

本市においても、障害者本人だけでなく家族全体を含めた相談支援体制の充実・強化を進めていきます。

◆共生社会づくりの推進

共生、協働の社会をめざすうえで、障害者が地域社会の中で、さまざまな人と交流し、地域社会の一員として心豊かに過ごせるように、社会の中のさまざまなバリアの除去に取り組みながら、障害の有無にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくりを進めていきます。

(3) 施策推進の基本的な考え方・方向性と取組み

本計画の基本方針を踏まえ、施策を推進するうえで、相談支援体制の再編に伴う充実と強化、地域生活支援のための基盤整備の拡充、地域生活への移行・就労移行の促進、社会参加への支援の充実及び市民への障害者理解の促進を基本的な考え方・方向性とし、具体的な取組みを進めていきます。

【現状と課題】

- ・ 障害者人口の増加
- ・ 障害者の高齢化、重度化
- ・ ニーズの多様化
高次脳機能障害者、発達障害者等への支援
- ・ 家族の高齢化（家族介護力の低下）
- ・ 情報の提供不足とわかりにくい相談窓口
- ・ 障害に対する理解不足
- ・ 暮らしの場の不足
- ・ 将来への不安が大きい

【施策展開の基本方針】

- ◆ 地域での自立生活の促進
- ◆ 相談支援体制の充実・強化
- ◆ 共生社会づくりの推進

権利擁護を基本として

障害者を中心とした施策の推進

【施策推進にあたっての基本的考え方・方向性】

- ◆ 相談支援体制の再編に伴う充実と強化
- ◆ 地域生活支援のための基盤整備の拡充
- ◆ 地域生活への移行・一般就労への移行の促進
- ◆ 社会参加への支援の充実
- ◆ 市民への障害者理解の促進

第3期障害福祉計画の取組み【平成24年度～26年度】

◆相談支援体制の再編に伴う充実と強化

- 総合相談情報センターを健康福祉プラザに設置
- 基幹相談支援センターの設置
 - ・各区に設置 市内7ヶ所
- 区役所の相談窓口の再編

- 指定相談支援事業所の参入促進と適正配置を推進

主な関連事業：相談支援、相談支援事業等（p27～30）

◆地域生活支援のための基盤整備の拡充

- 地域の基盤整備・拡充
 - ・グループホーム、ケアホームの整備
 - ・短期入所の整備
 - ・地域活動支援センターの機能充実と整備促進
身体、知的及び精神に加え高次脳機能障害者、
発達障害者等への支援
- 障害福祉サービス等の安定的供給

- 重度障害者への支援
 - ・生活介護事業所機能強化事業の推進
医療的ケアの対応

主な関連事業：短期入所、居住系サービス（p25～27）、地域活動支援センター（p33～34）

◆地域生活への移行・一般就労への移行の促進

- 地域生活への移行の推進
 - ・地域生活移行に向けた環境整備（コーディネート機能の充実等）
 - ・自立生活訓練事業の再編
- 社会的就労（福祉的就労）の支援
 - ・授産製品の開発支援等
授産活動支援センター（健康福祉プラザ内）
の活用

- 職業リハビリテーションの確立
 - ・障害者就業・生活支援センターの充実
定着支援、企業への支援を強化
 - ・障害者就業・生活支援センターによるハローワーク等とのネットワークの構築の推進
 - ・就労移行支援事業所の育成
 - ・ジョブコーチの養成を支援
 - ・ITを活用した就業訓練

主な関連事業：地域生活への移行（p17～18）、一般就労への移行（p19）、
日中活動系サービスのうち就労支援サービス（p22～24）

◆社会参加への支援の充実

- 余暇・スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実
- 地域生活支援事業の提供
 - ・移動支援
 - ・補装具、日常生活用具等のサービス支援

主な関連事業：移動支援などの地域生活支援事業（p29～38）

◆市民への障害者理解の促進

- セミナー等の開催
- 障害者週間の取組みの推進
- 地域の交流の場やボランティア活動の場を活用した啓発

健康福祉プラザにおける事業展開

【障害者の充実した地域生活を支える拠点】
【社会資源のネットワーク拠点】

3. 数値目標

「(1) 入所施設からの地域生活への移行」「(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行」「(3) 福祉施設から一般就労への移行」の数値目標の設定にあたっては、国や大阪府の策定指針を基本に、これまでの実績等を踏まえ設定しました。目標年度の数値目標達成に向けて取り組んでいきます。

(1) 入所施設からの地域生活への移行

- 平成26年度末までに地域移行する人の累計目標人数 **247人**
(平成17年10月1日の施設入所者数595人の40%以上)
- 平成26年度末の施設入所者の減少数 **131人**
(平成17年10月1日の施設入所者数595人の22%以上)

■ 今後の方策

- 相談支援体制の整備・再編を行い、より一層の地域移行に向けて取り組みます。
- 地域移行の受け皿となるグループホーム、ケアホームの設置促進に取り組みます。
- 安心して地域生活ができるよう訪問系サービスや日中活動系サービス等の供給量の拡大に引き続き取り組みます。
- 地域生活移行支援事業や自立生活訓練事業等により、地域移行への支援に取り組みます。

【国の基本指針】

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することをめざす。
- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の10%削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて目標を設定する。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

○平成26年度における「1年未満入院者の平均退院率」を77.8%以上とすることをめざします。

(平成26年度における平均退院率を平成20年度6月30日調査比7%増加)

○平成26年度における「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」を57人とすることをめざします。

(平成26年度における退院者数を直近の状況よりも20%増加)

■ 今後の方策

○各区に設置する基幹相談支援センターや健康福祉プラザに設置する総合相談情報センターを拠点として、引き続き精神科病院等の関係機関との連携強化、ピアサポートによる支援等、精神障害者の退院促進のための体制整備を推進していきます。

【国の基本指針】

- ・「1年未満入院者の平均退院率」は、平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査比で7%相当分を増加させる。
- ・「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」は、平成26年における退院者数を直近の状況よりも20%増加させる。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

○平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数を152人とすることをめざします。
(平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数28人の5.4倍)

■ 今後の方策

- ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の障害者の就労に関わる関係機関との連携強化に努めます。
- 就労支援のフォーラム等を開催し、企業、就労移行支援事業者をはじめ障害者雇用の啓発に努めます。
- 一層の一般就労への移行を進めるためにも、企業開拓や就労移行支援事業、職業訓練のさらなる充実に取り組みます。

【国の基本方針】

- ・平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とする。

第4章 障害福祉サービス等の展開

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等については、第1期・第2期計画期間の利用実績や平成22年度に実施した実態調査（以下、「実態調査」という。）等の結果を踏まえて、平成26年度までのサービス量を見込み、それらサービス提供の確保・充実に向けた取組みを進めていきます。

1. 訪問系サービス

■ 事業内容

訪問系サービスは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の4つのサービスに、今期より新たに同行援護が加わり、これらのサービスを総称したものです。

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行ないます。障害程度区分1以上の方が対象となります。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。障害程度区分3以上の知的障害者または精神障害者で、一定の要件を満たした方が対象となります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。障害程度区分4以上で、一定の要件を満たした方が対象となります。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行ないます。障害程度区分6で、一定の要件を満たした方が対象となります。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

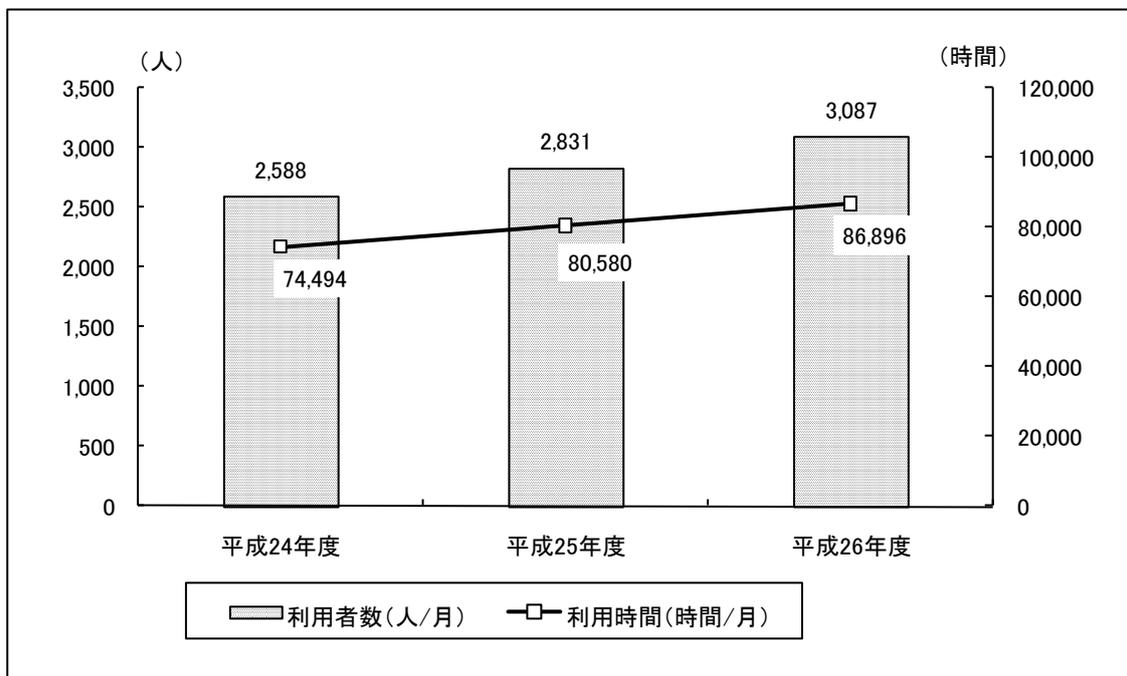
■ サービスの見込量

見込量の設定は、平成23年度までの利用量の伸びの状況等から見込まれる利用量を基本としていますが、そこに含まれないと考えられる潜在的なニーズについては実態調査から把握し、その合算により各年度の見込量を算出しました。

潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）に加え、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

訪問系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	利用者数(人/月)	2,026	2,223	2,432
	利用時間(時間/月)	36,463	39,882	43,493
重度訪問介護	利用者数(人/月)	205	223	242
	利用時間(時間/月)	28,368	30,330	32,333
行動援護	利用者数(人/月)	29	33	37
	利用時間(時間/月)	909	1,034	1,159
同行援護	利用者数(人/月)	328	352	376
	利用時間(時間/月)	8,754	9,334	9,911
合計	利用者数(人/月)	2,588	2,831	3,087
	利用時間(時間/月)	74,494	80,580	86,896



■ 今後の方策

- 事業者が、継続的に安定した運営が図れるように、国に対して、適正な報酬単価となるよう働きかけます。
- 事業所職員のスキルアップを図るため研修を開催するなど、積極的に職員の人材育成や事業者の育成に取り組みます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続（A型、B型）

■ 事業内容

サービス種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 常時介護が必要な障害程度区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の方が対象となります。なお、入所の方は区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の方が対象となります。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練については、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障害者が対象となります。 生活訓練については、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害者及び精神障害者が対象となります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労等を希望する65歳未満の障害者が対象となります。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満（利用開始時）の方が対象となります。 B型については、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方等が対象となります。

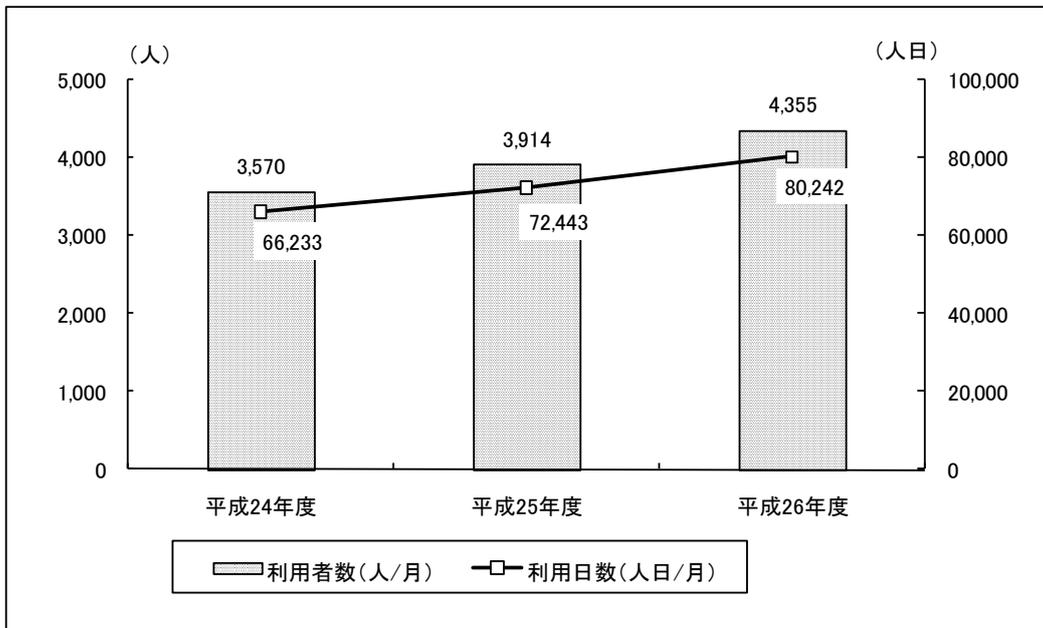
■ サービスの見込量

見込量の設定は、平成23年度までのサービス利用者を基本とし、平成24～26年度の各年度で、入所施設等からの地域移行者や在宅の未利用者のうちサービス利用のニーズがある人など、新規利用者となる人数を見込んで算出しました。

新たに日中活動系サービスを利用する人については、利用量の伸びの状況等から見込まれる利用量を基本としていますが、そこに含まれないと考えられる潜在的なニーズについては実態調査から把握し、その合算により各年度の見込量を算出しました。潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）を加え、生活介護については、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

日中活動系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用者数(人/月)	1,676	1,796	1,917
	利用日数(人日/月)	32,262	34,543	36,854
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	24	27	30
	利用日数(人日/月)	441	498	554
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	105	109	112
	利用日数(人日/月)	1,781	1,846	1,899
就労移行支援	利用者数(人/月)	477	494	513
	利用日数(人日/月)	9,206	9,525	9,879
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	22	30	40
	利用日数(人日/月)	506	690	920
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	1,266	1,458	1,743
	利用日数(人日/月)	22,037	25,341	30,136
合計	利用者数(人/月)	3,570	3,914	4,355
	利用日数(人日/月)	66,233	72,443	80,242



■ 今後の方策

【生活介護】

- 重度の利用者に対応ができる体制が確保できるよう報酬について国に要望していきます。
- 医療的ケアを必要とする障害者の受入れができるよう、「生活介護事業所機能強化事業」の拡充を検討します。

【自立訓練】

- 健康福祉プラザ内の生活リハビリテーションセンターをはじめ、効果的な自立訓練事業を推進し、地域での自立生活に必要な社会生活力の維持・向上に努めます。

【就労移行支援】

○障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就労支援の中核機関として、雇用、福祉、教育等の関係機関との有機的な連携を行い、職業生活・日常生活・社会生活を総合的に支援するとともに、定着支援を図ります。

【就労継続支援】

○健康福祉プラザ内の授産活動支援センターにおいて、就労継続支援（B型）等障害福祉サービス事業所への経営改善や製品開発に関する相談支援、企業や商工団体等とのネットワーク構築を図り、授産製品や役務の受発注のとりまとめなど授産活動への総合的な支援に努めます。また、福祉的就労の中で、雇用契約に基づく就労を基本とする就労継続支援（A型）は、現在、事業者が少ないが、事業者の確保と質の向上に向けて取り組む必要があるため、今後、国に事業者の参入が容易になるよう要望を行います。

(2) 療養介護

■ 事業内容

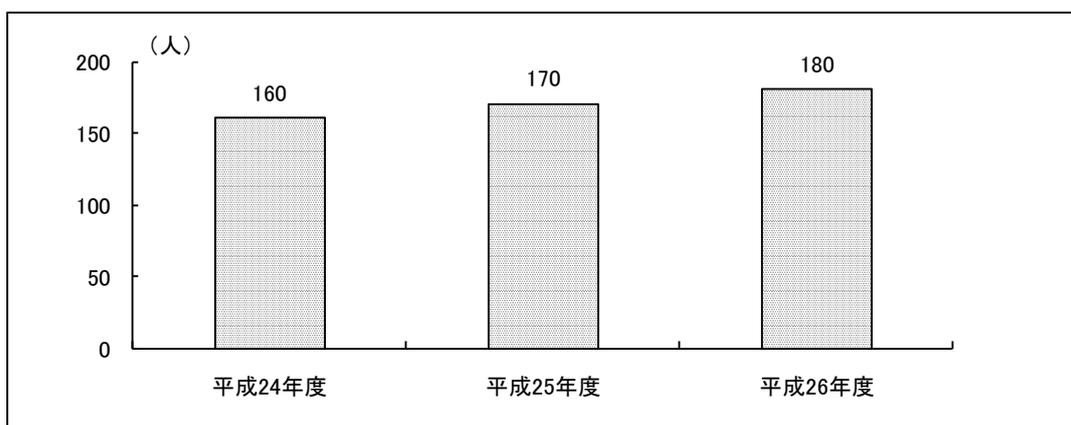
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。長期入院による医療的ケアが必要で、一定の要件を満たした方が対象となります。

■ サービスの見込量

見込量の設定は、児童福祉法の改正により、医療系施設の年齢超過児に療養介護等が新たに適用されること、また、健康福祉プラザにおける利用者も新たに適用されることから、これらに毎年の障害者施設における年齢超過児と在宅の新規利用者の増加を加え、利用者数を算出しました。

療養介護サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	利用者数(人/月)	160	170	180



(3) 短期入所

■ 事業内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

介護を行う人が疾病等の理由により介護できない場合に、短期間の入所が必要な方（障害程度区分1以上）が対象となります。

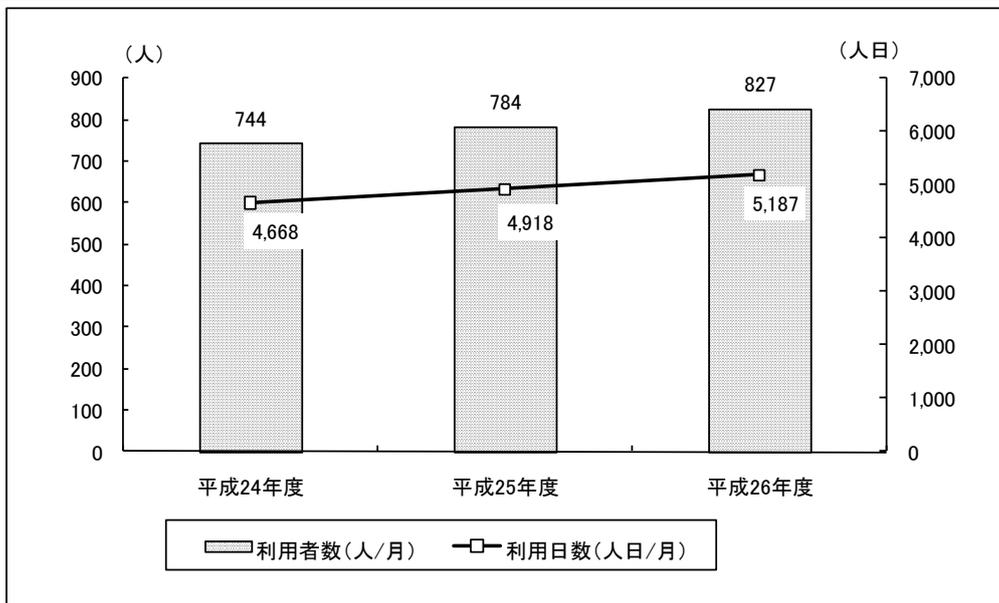
■ サービスの見込量

見込量の設定は、平成23年度までの利用量の伸びの状況等から見込まれる利用量を基本としていますが、そこに含まれないと考えられる潜在的なニーズについては実態調査から把握し、その合算により各年度の見込量を算出しました。

潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）に加え、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

短期入所サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用者数(人/月)	744	784	827
	利用日数(人日/月)	4,668	4,918	5,187



■ 今後の方策

- 短期入所施設の整備を進めていきます。また、医療的ケアの必要な利用者の受入れに必要な体制の確保ができるよう国に要望していきます。
- 短期入所の長期利用を解消するために、地域生活移行を含めた支援を引き続き行います。

3. 居住系サービス

■ 事業内容

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行なう住居で、必要な援助を提供するサービスです。

サービス種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行いません。地域生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な障害程度区分1以下の人が対象となります。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行いません。地域生活を営む上で、相談などの日常生活上の支援が必要な障害程度区分2以上の人が対象となります。
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行いません。夜間において介護が必要な障害程度区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）の人が対象となります。

■ サービスの見込量

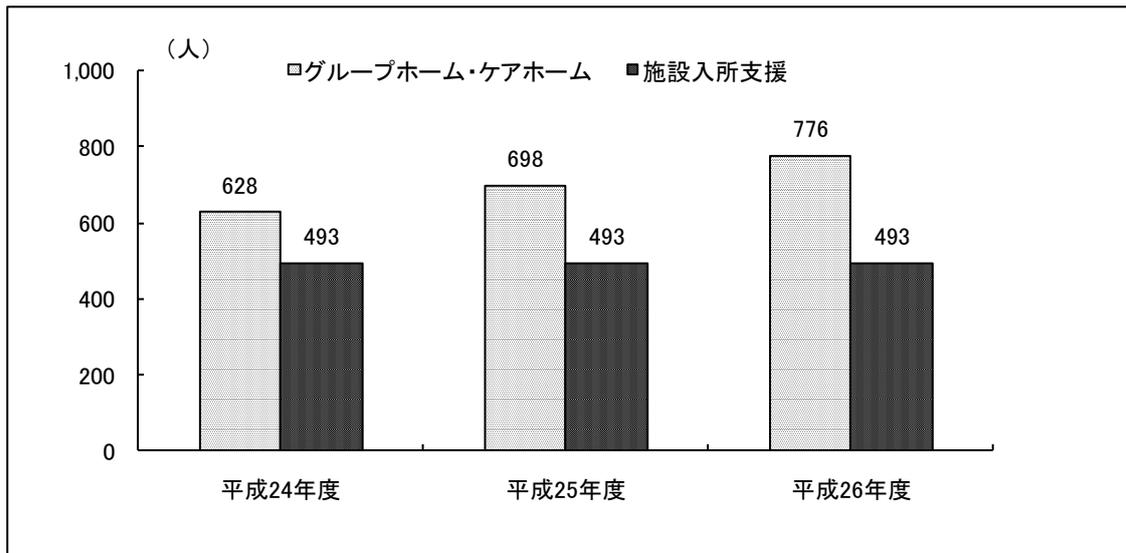
施設入所についての基本的な考え方としては、地域移行等による退所者と新規の入所者がおおむね均衡を保つものと想定し、平成23年度の見込量493人を、平成26年度まで維持するものとします。

グループホーム・ケアホームの見込量については、平成23年度までのサービス利用者を基本とし、平成24～26年度の各年度で、入所施設等からの地域移行者や在宅の未利用者のうちサービス利用のニーズがある人など、新規利用者となる人数を見込んで算出しました。

新たにグループホーム・ケアホームを利用する人については、利用量の伸びの状況等から見込まれる利用量を基本としていますが、そこに含まれないと考えられる潜在的なニーズについては実態調査から把握し、その合算により各年度の見込量を算出しました。潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）に加え、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

居住系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
グループホーム・ケアホーム	利用者数(人/月)	628	698	776
施設入所支援	利用者数(人/月)	493	493	493
合計	利用者数(人/月)	1,121	1,191	1,269



■ 今後の方策

- グループホーム・ケアホームの報酬単価の見直しや運営体制の強化について国への働きかけを行います。
- グループホーム・ケアホームの整備充実に向けて、国庫補助金整備事業を活用するとともに、運営補助等の検討を行います。
- 地域移行への推進とともに入所希望者の実態・ニーズを把握し、スムーズな入所支援を図ります。

4. 相談支援

■ 事業内容

障害者自立支援法の改正により、平成24年度から新たな相談支援サービスとして、支給決定前のサービス等利用計画（ケアプラン）の作成、モニタリング方法の充実、地域移行や地域定着に関する支援の個別給付化が行われました。

相談支援の内容は、「計画相談支援」と「地域相談支援」に大別され、「計画相談支援」は、障害福祉サービス等の利用にあたって、支給決定前にサービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」と、支給決定後のサービス等利用計画の見直しを支援する「継続サービス利用支援」の2つとなります。

また、「地域相談支援」は、施設入所者や精神科病院へ入院中の障害者が地域移行する際に、住居の確保や地域生活に移行するための相談支援を行う「地域移行支援」と、地域へ移行した後に、単身生活をするにあたり、地域生活の不安などを理由として、見守り訪問や緊急時の対応を行う「地域定着支援」の2つとなります。

■ サービスの見込量

計画相談支援の見込量は、今後の障害者数の増加を踏まえ、国の指針を参考にしつつ、平成24年度から段階的に平成26年度までに全対象へのサービス提供を行うものとして算出しました。

地域相談支援の見込量は、入所施設からの地域移行目標数、精神科病院からの地域移行目標数、障害児施設入所者の年齢超過児数（今後3年以内に18歳に達する児童も含む）を基本に地域移行数を見込み、また、これらに加えて、在宅で単身生活をしている障害者や、家族の介護力が低下していると考えられる障害者を定着支援の対象者として算出しました。

相談支援の見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援（人／月）	1,592	4,215	7,954
（サービス利用支援）	167	442	833
（継続サービス利用支援）	1,425	3,773	7,121
地域相談支援（人／月）	543	1,130	1,946
（地域移行支援）	111	140	171
（地域定着支援）	432	990	1,775
合計	2,135	5,345	9,900

■ 今後の方策

○計画相談支援及び地域相談支援については、サービスを提供する事業者の拡大と並行しながら、障害福祉サービスを利用する全ての障害者に対して、段階的に相談支援が行き渡るよう、計画的に進めていきます。

5. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施するもので、必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断により実施できる事業）があります。

(1) 必須事業

① 相談支援事業等

■ 事業内容

サービス種類	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者や障害児、その家族や障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供・助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成し、成年後見制度の利用を支援します。
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する他の療育機関との重層的な連携を図ります。

■ サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター （総合相談情報センターを含む）	（箇所）	8	8	8
市町村相談支援機能強化事業	（有・無）	有	有	有
住宅入居等支援事業	（有・無）	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	（人/年）	10	15	30
障害児等療育支援事業	（箇所）	3	7	7

※成年後見制度利用支援事業の見込量は、市長申立ての利用人数としています。

■ 今後の方策

- 障害者相談支援事業については、平成24年度から機能強化に向けた体制の再編を行い、各区に基幹相談支援センター（※1）、健康福祉プラザに総合相談情報センター（※2）を設置し、引き続き相談支援の質の向上を図ります。また、地域自立支援協議会における活動を通じ、社会資源の開発、人材育成等の体制整備についても推進します。
- 市町村相談支援機能強化事業において、登録専門家との連携を深めるとともに、各種研修等を実施することにより、相談支援の質の向上を図ります。
- 住宅入居等支援事業において、個別支援については「地域定着支援」として個別給付されますが、引き続き普及啓発、不動産業者との連携強化等の入居支援に関する体制整備を推進していきます。
- 成年後見制度利用支援事業については、対象者の増加が見込まれており、市長申立て事務に係る効率の向上、制度の周知等に取り組みます。

※1（基幹相談支援センターの事業内容）

- ・基幹相談支援センターは、三障害者・児（身体障害、知的障害、精神障害）を基本に、高次脳機能障害、発達障害、重複障害などを含め、複雑困難な個別事例に対して、チーム体制で相談支援を実施します。
- ・地域の相談支援事業者や関係機関と連絡調整を行いながら、区自立支援協議会の中核的な役割を担います。また、地域移行や退院促進の旗振り役として、地域体制のコーディネートの役割を担います。
- ・障害者の権利擁護相談を通じて、成年後見制度の利用支援を行うとともに、虐待を防止する啓発活動を実施します。

※2（総合相談情報センターの事業内容）

- ・各区の基幹相談支援センターや地域の複雑困難な相談に対し、健康福祉プラザ内の専門相談機関との連携や相談支援機能強化事業（弁護士等の専門職の派遣）を活用し、課題解決に向けて技術的な支援を行います。
- ・健康福祉プラザ内の関係機関を含め、各区や地域の相談機関と広域的に連絡調整を行い、市自立支援協議会の中核的な役割を担います。また、地域移行や退院促進、居住サポート事業（住居の確保に向けた啓発活動）等の地域移行を推進していくための体制や環境を整備するコーディネートの役割を担います。
- ・障害者に必要な情報の発信や新たな情報を収集する拠点としての役割を担います。

②コミュニケーション支援事業

■ 事業内容

サービス種類	サービス内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が円滑に行われるよう手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が円滑に行われるよう要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人に対する情報相談支援として、手話通訳者を設置します。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	利用人数(人/年)	304	316	326
	利用件数(件/年)	4,580	4,765	4,914
要約筆記者派遣事業	利用人数(人/年)	70	73	76
	利用件数(件/年)	409	426	442
手話通訳者設置事業	設置人数(人/年)	8	8	8

■ 今後の方策

○手話通訳者派遣事業については、登録手話通訳者のさらなる養成、スキルアップを図ります。要約筆記者派遣事業については、制度の周知、要約筆記者の養成の充実を図ります。

○保健福祉総合センターに聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者の支援を行います。

③日常生活用具給付等事業

■ 事業内容

サービス種類	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具並びに訓練に用いるイスなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。
住宅改修費	障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	83	86	89
自立生活支援用具	(件/年)	454	471	487
在宅療養等支援用具	(件/年)	124	129	133
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	257	267	276
排泄管理支援用具	(件/年)	17,129	17,778	18,372
住宅改修費	(件/年)	61	63	65

■ 今後の方策

○支給対象要件に当たらないが特にニーズの高い品目や現実に利用が必要と思われるものや、さらには新種の機器が開発された場合など、必要に応じその都度検討していきます。

④移動支援事業

■ 事業内容

屋外での移動が困難な障害児者に外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）に加え、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人/年)	2,599	2,788	2,977
利用時間(時間/年)	539,388	575,172	610,728

■ 今後の方策

○移動支援事業は、地域での自立生活及び社会参加の促進に必要な事業であり、安定したサービスが供給できるよう努めていきます。

○移動支援事業従事者の人材育成・確保については、市として取り組むべき課題であるため、研修等を行います。また、人材確保等の対策を講じるよう、引き続き国へ要望します。

⑤地域活動支援センター事業

■ 事業内容

気軽に利用できる自由な交流の場としての居場所を提供し、日常生活の相談等を行います。

■ サービスの見込量

平成24年度から新たな体制により事業を進めることをふまえ、施設規模の5倍の登録者数を想定し、見込量を算出しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人/年)	1,350	1,450	1,550
箇所数(箇所)	21	23	24

■ 今後の方策

○平成24年度から新たな体制により事業を進めます。障害者個人のニーズにあわせて自らがプログラム活動を自由に選択し、利用できることを基本としながら、新たな日中活動の場を提供し、日常生活相談を行いながら、生きがいづくり・余暇活動やピアサポートの活動支援を行います。

⑥発達障害者支援センター運営事業

■ 事業内容

発達障害者支援センターは、発達障害児者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。

発達障害を早期に見出し、早期に発達支援を行うことをはじめ、発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行います。

■ サービスの見込量

現状の利用状況の伸びから見込量を算出しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人/年)	900	1,000	1,120
箇所数(箇所)	1	1	1
支援件数(件/年)	2,970	3,300	3,700

■ 今後の方策

○発達障害に特化した高度な専門機関として、相談支援・発達支援・就労支援・研修啓発事業を引き続き行います。

○健康福祉プラザへの移転により、他の関係機関との有機的な連携をより一層強化し、支援を行います。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

■ 事業内容

障害児者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

潜在的なニーズについては、実態調査で、利用意向が高いにも関わらず利用できていない人（利用意向の高い潜在ニーズ）に加え、介護者の状況等から今後サービス利用の必要性が高いと考えられる人（利用の必要性の高い潜在ニーズ）も利用者として見込みました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(人日/年)	10,860	11,088	11,376

■ 今後の方策

○日中一時支援の利用の中心となる児童について、児童デイサービスの利用への移行が進んでいます。今後も国の動向を見極めながら日中一時支援のあり方を検討していきます。

②福祉ホーム

■ 事業内容

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込量を算出しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人/年)	5	5	5

■ 今後の方策

○現行の福祉ホームを維持しつつ、今後はグループホームやケアホームの充実により対応していきます。

③訪問入浴事業

■ 事業内容

施設入浴が困難な身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人/年)	34	35	36

■ 今後の方策

- 重症の障害者で、施設での入浴が困難な人のニーズに応えるため、事業者の協力を求めています。
- 今後、児童や入浴回数などのニーズの把握に努め、事業の方向性を検討していきます。

④生活支援事業

■ 事業内容

日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上と社会復帰の促進を図ります。障害者（児）自立生活訓練事業と中途失明者緊急生活訓練事業を実施しています。

■ サービスの見込量

現状の利用状況から見込まれる利用者数の増加部分と、実態調査から把握した潜在ニーズを合算することで見込量を算出しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者(児)自立生活訓練事業	(件/年)	146	147	149
中途失明者緊急生活訓練事業	(人日/年)	37	39	40

■ 今後の方策

- 障害者（児）自立生活訓練事業については、地域生活への移行の推進等との関係を踏まえ、効果的な実施方法やその内容を精査していきます。

○中途失明者緊急生活訓練事業については、以前のように待機者が多数あるという状況は解消されていますが、依然として訓練のニーズは高く、対象者に応じた訓練の充実を図ります。

⑤社会参加促進事業

■ 事業内容

障害者の社会参加を促進するためスポーツ・文化活動やコミュニケーション支援者の養成等を行います。（実施事業：点訳音訳奉仕員養成・自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成・障害者スポーツ大会・障害者スポーツ・レクリエーション大会・創作教室等）

■ 今後の方策

○各事業の周知を図るとともに、障害者のニーズや今日の社会動向等を勘案して、サービス内容等の充実を図ります。

⑥手話講習会、要約筆記者養成講座

■ 事業内容

コミュニケーションを図ることが困難な障害者の自立と社会参加を促進するため、講習会等を通じ手話通訳者、要約筆記者の育成を図ります。

■ サービスの見込量

現状の講座修了者数の伸びから見込量を算出しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話講習会	修了見込者数(人)	100	110	120
要約筆記者養成講座	修了見込者数(人)	-	30	-

※平成 24 年度から要約筆記者養成講座は、2 年課程のカリキュラムに変更する予定です。

■ 今後の方策

○居宅介護事業所等のサービス事業所や医療機関等に周知を図っていきます。

⑦重度障害者入院時コミュニケーション事業

■ 事業内容

重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段利用しているホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。

■ サービスの見込量

現状の利用状況の伸びから見込量を算出しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件/年)	1,200	1,270	1,340

■ 今後の方策

- 全身性・知的・精神・高齢・難病等、障害の種別等に関わりなく利用が拡大しています。利用者のニーズを把握し、利用状況を見たうえで、より使いやすい制度となるよう、検討していきます。

6. 難病患者への支援事業

従来、疾患の性質上その症状や障害の程度により、福祉施策の対象外となっていた難病患者に対して、平成7年12月に総理府障害者対策推進本部で策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」において、介護サービスなどの提供を行うことが明記されました。さらに、難病患者の生活の質（QOL）の向上をめざした福祉施策の導入が提言されたことを受け、平成9年から難病患者等居宅生活支援事業が開始されました。

■ 事業内容

在宅難病患者の日常生活を支援し、患者の自立と社会参加を促進することを目的に実施しています。

サービス種類	サービス内容
ホームヘルパーの派遣事業	ホームヘルパーが訪問し、介護・家事等の支援を行います。
短期入所事業	介護者の社会的・私的理由等により介護できない場合、医療提供施設に一時的に入所できます。
日常生活用具の給付事業	日常生活が円滑に行うことができるよう、必要に応じて生活用具を給付します。

■ サービスの見込量

実績および医療受給者数の状況から利用者数の伸びを想定し、見込量を算出しました。

難病患者等居宅生活支援事業見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
難病患者等ホームヘルパー派遣事業	時間/年	1,900	2,050	2,200
短期入所事業	人/年	5	5	5
難病患者等日常生活用具の給付事業	件/年	20	25	30

■ 今後の方策

- 難病患者等ホームヘルパー派遣事業については、難病患者のニーズ把握に努めながら、関係機関との連携を進め、ホームヘルパー派遣の充実を図ります。
- 関係職員への研修等を通して支援の質と専門性の向上を推進します。
- 事業啓発を進め、対象者への案内と周知に努めます。

第5章 障害児に関するサービス

国の「第3期障害福祉計画の考え方」において、「児童福祉に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画策定義務はなく、任意であるが、障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。」と示されたため、本計画の中に盛り込むものとしします。

■ 事業内容

制度改正により、今期から、障害児に関するサービスの体系が変更になりました。そのため、これまで自立支援サービスとして提供されていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に基づく障害児支援として、「放課後等デイサービス」等に移行しました。以下に、障害児に関するサービスの見込量等を示します。

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	児童発達支援センターまたは児童発達支援事業において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。学校との連携・協働による支援を行うとともに、多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。
保育所等訪問支援	児童発達支援を行う施設・事業所などの訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校など、児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	児童福祉法における障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成します。支給決定前の計画案作成や支給決定後の計画作成（障害児支援利用援助）及び支給決定後のモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。

■ サービスの見込量

各サービスの見込量については、平成23年度までのサービス利用状況などを踏まえるとともに、大阪府の指針等に合わせて算出しました。

障害児に関するサービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	児童発達支援センター 利用者数(人/月)	150	150	150
	児童発達支援センター 利用人数(人日/月)	2,400	2,400	2,400
	児童発達支援事業 利用者数(人/月)	42	63	95
	児童発達支援事業 利用人数(人日/月)	294	441	665
	合計 利用者数(人/月)	192	213	245
	合計 利用人数(人日/月)	2,694	2,841	3,065
医療型児童発達支援 利用者数(人/月)		55	55	55
医療型児童発達支援 利用人数(人日/月)		632	632	632
放課後等デイサービス 利用者数(人/月)		383	578	872
放課後等デイサービス 利用人数(人日/月)		2,681	4,046	6,104
保育所等訪問支援 訪問回数(回/月)		50	100	200
障害児相談支援 利用者数(人/月)		63	174	371

■ 今後の方策

- 児童福祉法の改正に伴い再編・拡充された障害児支援に係る、利用対象者・関係機関・事業所等への制度周知を図ります。
- 各区の障害児支援の中核として、地域支援機能をもつ児童発達支援センター等を整備していきます。
- 障害児支援に係る関係機関の連携強化を進めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本市における庁内委員会である障害者施策推進委員会を継続設置し、関係部局や関係機関等との連携を図りながら本計画の総合的で効果的な推進に努めます。

計画の推進にあたっては、障害者基本法に基づく附属機関である障害者施策推進協議会において、計画の推進状況について点検・評価を行うことをはじめ、障害者やその家族、支援者をはじめとする方々のニーズや社会状況等の把握に努めます。加えて、計画の点検・評価を効果的に進めるため、年度ごとに必要なデータ等の整理に努めます。

また、国や大阪府の制度変更などの動向を的確に把握し、本計画の推進に活かしていくとともに、国や大阪府に制度の改善や財政措置の充実、サービス従事者の人材育成・確保などについて、要望を行います。

なお、「障害者総合福祉法（仮称）」が平成25年8月までに制定される予定となっており、この法律が制定された場合は、自立支援法は廃止となり、障害福祉サービスの体系も大きく変わることになります。本計画についても、こうした動向に鑑み、計画期間中に見直しを行う可能性があります。

2. 第4期計画の策定

第4期障害福祉計画については、第3期障害福祉計画の推進状況や点検・評価結果を踏まえて、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定や国・大阪府の動向をみながら平成26年度中に策定を予定しています。